

第40回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成26年5月28日(水) 午後2時30分～午後3時10分
- 2 場 所 山梨県防災新館 409会議室
- 3 出席者 委員(敬称略) 芦澤公子、石井迪男、石川恵、大久保栄治、風間ふたば、塩沢久仙、島崎洋一、相馬保政、永井寛子、中澤晴親、原田重子、平山公明、古屋寿隆、望月清賢、山縣然太朗、山野井英俊、湯本光子、横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 7人
- 5 次 第
 - (1) 第40回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 議事
 - エ その他
 - (2) 閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - 【審議事項】
 - (1) 山梨県自然環境保全条例に基づく山梨県自然環境保全地区世界遺産景観保全地区の指定について

14:30

1 開 会

司

会

ただ今から、第40回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

2 あいさつ

部長あいさつ

森林環境部長

◆森林環境部長あいさつ◆

会長あいさつ

会

長

◆会長あいさつ◆

新委員紹介

司

会

ここで、推薦団体の役員変更に伴い、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。本日は所用により欠席されていますが、

山梨県猟友会 会長の

藤巻 光美（ふじまき みつよし）委員 に、

今般新たに就任いただいております。

司

会

次に、本日の出席状況についてであります。本審議会の委員は、30名です。本日は、そのうち、19名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます。

3 議 事

審議事項

会

長

審議事項（1）の「山梨県自然環境保全条例に基づく山梨県自然環境保全地区 世界遺産景観保全地区の指定について」を議題と

	<p>します。これは、山梨県自然環境保全条例第10条第2項の規定に基づく審議事項です。 この件について、事務局から説明をお願いします。</p>
みどり自然課長	<p>◆審議事項(1)資料により、みどり自然課長が説明◆</p>
会 長	<p>事務局からの説明が終わりました。 御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>私なりに事務局の説明を復習させていただきますと、審議資料 (1) - 11 「山梨県自然環境保全条例に関連する手続きスケジュール」を見ていただくと、昨年度までに審議してきたことを思い出していただけるかと思います。 昨年度、2月の環境保全審議会において、富士山周辺の世界遺産景観保全地区の指定についての審議を行う旨の予告をしておりましたが、2月県議会で自然環境保全条例、規則の改正があり、3月24日の環境保全審議会で「山梨県自然環境保全基本方針の変更」と「世界遺産景観保全部会の設置、部会の決議」について御審議いただき、御了解をいただいたところです。 この段階では、具体的な世界遺産景観保全地区については提示されておりましたが、今回、世界遺産景観保全地区の指定案が、県から示されたところでございます。 本日の審議会では、世界遺産景観保全地区について、委員の皆さんから御意見を伺ったうえで、承認をいただきたいということかと思えます。 先ほど御説明がありましたように、これまで、県では、世界遺産景観保全地区の指定案について、関係市町村や環境省からの意見聴取や公告、縦覧、公聴会などを行ってきており、そのなかで、鳴沢村と一般の方お一人から意見がありました。双方とも基本的には賛成しますということですが、少し配慮をしていただきたいというような要望があったという経緯です。それでは、何か御意見はありますでしょうか。</p>
委 員	<p>鳴沢村の男性からの意見書ですが、世界遺産景観保全地区の指定については、理解、賛同するが、特別に配慮をしてほしいという内容になっています。この取扱いについては、申請が出てきた段階で、部会で検討するということによろしいでしょうか。もしくは、こういう意見が出てきたが、世界遺産景観保全地区は、あくまでも原則どおり指定をするということでしょうか。そのことに</p>

	<p>ついて、何かお考えはありますでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>鳴沢村と鳴沢村の男性からの御意見は、指定について異議はなく、賛同するというごさいます。計画について、支障がないように配慮してもらいたいという部分については、指定案に対する御意見ではごさいますので、今回、指定案を出ささせていただいた次第です。</p>
委員	<p>そうすると、今回の意見書については、地区指定とは関係はないが、今後、こうした計画の申請があった場合に、何らかの配慮をするかということについては、今のところ特別な対応は考えてはいないということよろしいですか。</p>
みどり自然課長	<p>地区指定後は、どの案件も平等に取り扱うということごさいます。</p>
委員	<p>平等に取り扱うということであればよろしいです。</p>
会長	<p>他に御意見、御質問はごさいますでしょうか。</p>
委員	<p>今回の要望は、却下されたということでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>今回の御要望は、世界遺産景観保全地区の指定とは関係がない事柄のため、指定案への反映はされないということです。</p>
委員	<p>太陽光パネルの設置計画が頓挫してしまうので、何とか大目に見てほしいということだと思ひますが、県の条例を適用すれば、鳴沢村では、一定規模の大規模太陽光パネルの設置はできないということでしょうか。県が定める基準内であれば設置できるけれども、大規模なものは認められないというような理解でよろしいでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>今回は、指定案について意見を求めたのであって、計画について支障がないように配慮をしてほしいという要望については、指定案とは関係がごさいますので、今回の指定案を提案させていただいたところごさいます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

会 長	<p>それでは、県のほうから御提案がありました指定案について、反対という御意見の方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>審議事項1の『山梨県自然環境保全条例に基づく山梨県自然環境保全地区、世界遺産景観保全地区の指定について』は、異議なく承認されたということを知事に答申したいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>◆異議なし◆</p> <p>本日の議事については、以上で終了いたします。 委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>
-----	--